

# 意見書

平成22年1月27日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの であら ただし 小野寺 正

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証結果案	意見
	<p>【はじめに】</p> <p>■競争セーフガード制度が開始されてから3年目となりますが、今年1月22日に西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞が開催された、接続上知り得た他事業者等情報の不適切な提供に関する事案（以下「NTT西日本事案」という。）は、本制度が挙証責任を意見提出側の事業者を負わせていることの限界や、3年間続けてNTT東・西に対して行政指導がなされたにも関わらず事態が全く改善されていないことを示す明らかな証拠であると言えます。</p> <p>これまでの3年間、公正競争ルールに照らして違反が疑われる事例について、問題を指摘された事業者の内部文書等の決定的な証拠がない限り問題なしと判断されてきました。しかし、このような証拠は当該事業者の内部に立ち入らないと掴めないのが実態であったと理解しています。</p> <p>総務省が行政指導を出した事例についても、当該事業者の自主的な改善努力に期待するか、自己申告で報告させるだけの緩やかな措置しか講じられてきませんでした。また、行政指導の効果についても事後的な検証は行われず、当該事業者に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されなかったため、一向に指摘事項が改善されてきませんでした。</p> <p>今般のNTT西日本事案は、問題が生じていながらもそのままの状態が放置されるばかりか、むしろ問題を生じさせている事業者の行為に問題なしのお墨付きを与えてしまった現行制度の欠陥を露呈する事象であったと考えます。</p> <p>■その根本的な原因としては、現在の競争セーフガード制度は、実態上、排他的な行為等であっても県域等子会社など委託先のNTTグループ各社・子会社等を介していれば可能となっていること、更には、内部に踏み込んだ調査ができる制度となっていないために厳正なPDCAサイクルが確立していないこと、があると考えます。</p> <p>競争セーフガード制度の目的の中に、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることが必要」とあるように、実態を踏まえ、適宜ルールを見直すことも必要です。</p>

		<p>競争セーフガード制度の実効性を高め、違反行為を再発させないためにも、禁止行為の範囲見直しや実効的な調査を可能とする仕組みが必要と考えます。</p> <p>■現時点では今般のNTT西日本事案のような問題はないとされているNTT東日本についても、NTT西日本と同様に県域等子会社に業務委託を行うにあたってファイアーウォールを構築しなければならないにもかかわらず実施できていない構造である以上、同様の問題が発生していることも想定されることから、NTT東日本を含めた徹底的な検証とすべきと考えます。更に、顧客情報の流用は、NTTドコモ／グループ各社間、NTT東・西／NTTコム間等NTTグループ関係各社間においてもあり得るため、全てのファイアーウォールの実効性等についても併せて検証することが必要です。</p> <p>■NTT再編以降も10年にわたって累次の措置・ルール整備が行われてきましたが、そもそも、これらでは解決が困難な歴史的経緯や構造上の問題があるため、競争セーフガード制度の検証においては以下についてしっかり議論を行い、その検証結果をタスクフォースの議論に反映することが必要です。</p> <p>○ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでにNGN等の活用業務が認可されてきたことは、公正競争上大きな問題であることから、直ちに認可を取り消すこと及び活用業務制度自体の在り方</p> <p>○全国で実質的な競争を機能させるため、NTT東・西が独占する固定アクセス網をオープン化し、光ファイバや屋内配線等について、競争事業者が同等かつ公平な条件で利用可能とすること</p> <p>○これまでの活用業務によるNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置（NTTドコモ分離、NTT再編成）の趣旨が形骸化していること及びグループドミナンスの問題</p>
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>指定しない設備を具体的に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに指定すべきか等の論点について</p> <p>■「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要</p>

		<p>件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果（案）は適当であると考えます。</p>
イ 指定の対象に関する検証	<p><b>イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について</b></p> <p>■「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果（案）は適当であると考えます。</p>	
ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p><b>(ア) イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</b></p> <p>■「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」との検証結果（案）は適当であると考えます。</p> <p>なお、同機能のアンバンドルにあたっては、NTT東・西と競争事業者との公正競争が担保される条件であることが必須であり、競争事業者がNTT東・西に対し競争上劣位に立たされるような、不利な条件であってはならないと考えます。</p> <p><b>(イ) 次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）の帯域制御機能や認証・課金機能（プラットフォーム機能）をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</b></p> <p>■平成20年3月27日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る「答申（案）への意見及びその考え方」の「考え方58」のとおり、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であると考えます。</p> <p>NGNがクローズドな性質をもつネットワークである必要性は理解していますが、そもそも、ボトルネック性をもつNTT東・西のNGNが、他事業者との接続を前提として設計されていないことは大きな問題です。適時適切にアンバンドルがなされないと、他事業者がNTT東・西と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることと考えます。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申に</p>	

		<p>示されたとおり、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討する際には、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当です。</p> <p>これらにより提供される情報等に基づきアンバンドルすべき機能があれば、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であることは当然であると考えます。</p> <p>なお、現時点において、アンバンドル機能の追加の際に必要な手続をルール化することまでは必要ないと考えられますが、総務省においては、今後のアンバンドル機能が追加・廃止されるプロセスが積み重ねられる中で、ルール化が必要と考えられる手続等が生じれば、適宜対応していくことが適当と考えます。</p>
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p><b>有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話事業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘について</b></p> <p>■接続ルール答申案に対する意見書で述べたとおり、モバイル市場については、NTT東・西がボトルネック設備を有する固定通信市場とは異なり設備競争とサービス競争が機能しており、二種指定設備制度の規制根拠自体が合理性を欠くものです。</p> <p>そのため、モバイル市場に対する規制はなくす方向で指定電気通信設備制度の見直しを早期に行うことが適当と考えます。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	<p><b>上位レイヤー設備も、公正競争の確保のため、第二種指定電気通信設備の対象にすべきとの指摘について</b></p> <p>■上位レイヤー設備については、市場競争の中で民間の事業者間の協議等によって利用条件の整備等が進んでいるところであり、今後も民間のビジネスベースでの判断に委ねることが適当と考えます。</p> <p>なお、そもそも上位レイヤーの設備については、現行制度において指定の是非を検討する前提となる接続との関連性自体がないものも多く含まれていることに留意すべきです。</p>
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT東西に所要の措置を要請する事項	<p><b>NTT東西の県域等子会社（100%子会社）等を通じた共同営業等は脱法行為であり、県域等子会社等に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じるべきとの指摘について</b></p> <p>■NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>NTTグループ会社間の人事異動や役員の兼任は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」ととどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>また、NTT西日本事案に関し接続情報と営業情報のファイアウォール</p>

		<p>ルを徹底する必要があることは言うまでもありませんが、PDCAサイクルを回すために今回問題となったシステムのアクセスログの保存、運用状況の報告を義務付けるべきと考えます。</p>
	<p>イ 引き続き注視する事項</p>	<p>(ア) NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手續に際し、フレッツ光サービスへの勧誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘について</p> <p>■今年度においても、未だ116窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手續を行う際に、接続業務で取得している顧客情報をもとにして、活用業務であるフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった複数の事例が報告されており、これまでの3年間、事態は全く改善されていない状況です。</p> <p>昨年2月の行政指導により、そのような営業活動が行われないよう改めてその周知・徹底を図ることをNTT東・西に対し要請し、NTT東西からは改めて支店・県域等子会社に周知・徹底を指示した旨の報告を行いました。その後、事態はいつこうに改善されず、そのような形式的な措置ではもはや限界があると考えます。</p> <p>この問題は、フレッツ光受付センターが固定電話の116窓口と同一であることに根本的な原因があることから、営業面でのファイアウォールを徹底するために、早急に窓口の所在地・対応者を物理的に分離することが必要と考えます。</p> <p>(イ) NTT東西の通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの不当な行使や当該市場支配力を起点にしたグループドミナンスの行使がなされないよう注視が必要であるとの指摘について</p> <p>■コンテンツプロバイダのみならず、ISPのような上位レイヤーについても、通信レイヤからのレバレッジが行使されていることが以下の事実により明らかです。</p> <p>2009年9月末のMM総研調べでは、ISPのFTTH契約件数シェアにおいてトップであるOCNや第4位のグループISP（ぷらら）が、引き続きシェアを拡大しています。</p> <p>NTT東・西のFTTHシェアが拡大する中、それに応じてこれらISPのシェアが拡大しており、NTT東・西の市場支配力が上位レイヤーへと行使されていることが伺えます。</p> <p>NTT東・西等の市場支配力のレバレッジは、ISPやコンテンツ等の上位レイヤー全体へと波及しているため、これらのレバレッジについて競争評価で詳細に分析し、その分析結果を競争セーフガードの検証に反映させるべきと考えます。</p>

		<p>(ウ) NTTファイナンスが提供するNTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に当たることにより変わらないとの指摘について</p> <p>■NTT持株会社の傘下にあるNTTファイナンスが、公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTドコモ等NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため、このような実態を踏まえて禁止行為の対象とすべきです。</p> <p>なお、NTT東・西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモが提供するサービスの料金をまとめて支払い、パッケージでポイントが付く「NTTグループ料金おまとめサービス」では、本年3月まで実施されているキャンペーン期間中に、同サービスの申込みを行えば追加ポイントの特典等があるとのこと。この他に手続きの簡便さや宣伝手法を踏まえると、不当に優先的な取扱い等に該当すると考えられるため、早急に禁止すべきと考えます。</p> <p>(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘について</p> <p>■ドコモショップ、家電量販店、販売代理店、県域等子会社等との個別契約により、事実上、全国あまねく様々な販売店でNTTグループ各社サービスの一体営業が可能となっています。</p> <p>これらの営業活動は、実態上は禁止行為と同じであるため、そのような営業活動についても禁止行為規制を適用すべきと考えます。</p> <p>(オ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘について</p> <p>■NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきです。</p> <p>NTTグループ会社間の人事異動は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」ととどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。</p>
--	--	---

		<p>(カ) NTT東西及びNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられるとの指摘について</p> <p>■NTTグループの法人営業の集約等は、顧客情報の不適切な提供の原因となる問題であることから、「引き続き注視する」にとどめるのではなく、直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘について</p> <p>■NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、NTT再編時の公正競争要件「地域会社と長距離会社の間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとすること」に照らして、公正競争上極めて問題が大きいため、直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>(ク) 活用業務認可制度によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化していることから、公正競争確保の観点から、活用業務認可制度の在り方の検証が必要等との指摘について</p> <p>■ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでにNGN等の活用業務が認可されてきたことは、公正競争上大きな問題であると考えます。</p> <p>競争セーフガード制度の検証においては、これまでの活用業務によるNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置（NTTドコモ分離、NTT再編成）の趣旨が形骸化していること及びグループドミナンスの問題について、しっかり議論を行い、その検証結果をタスクフォースの議論に反映することが必要と考えます。</p> <p>(コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘について</p> <p>■家電量販店等で配布されているNTT東日本の「地デジ対策 カンタン B o o k 保存版 地デジ対策の前に読む本」は、放送サービスの</p>
--	--	--

		<p>提供主体がNTT東日本であると利用者に誤認させるだけでなく、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような印象を与える広告です。昨年9月に提出した再意見書で指摘したにもかかわらず、こうした広告が依然として改善されることなく展開されています。</p> <p>また、「フレッツ・テレビ 地デジ対策の強い味方！」のパンフレットにおいては、表紙にNTT東日本の文字とロゴマークのみが表示されており、これは、あたかも放送サービスをNTT東日本自らが提供しているかのように利用者に誤認させるものです。</p> <p>このように、NTT東日本の「フレッツ・テレビ」に係る広告手法は依然として全く改善が見られないことから、広告手法の適正化について、NTT東・西自身に任せるのではなく第三者による審査を通じて解決を図り、実際に改善されたことをアンケート調査等によりNTT東・西自らが証明する仕組みとすべきです。</p> <p><b>(サ) NTT東西のひかり電話に関して不適切な営業活動が行われていることから、NTT東西に対し営業マニュアル等の報告・公表等を義務付けるべきとの指摘について</b></p> <p>■前述と同様、広告手法の適正化については、NTT東・西自身に任せるのではなく第三者による審査を通じて解決を図り、実際に改善されたことをアンケート調査等によりNTT東・西日本自らが証明する仕組みとすべきです。</p> <p>■なお、京丹後市ブロードバンド整備事業においてNTT西日本がサービス提供事業者となっていますが、こうした公的な施策においても他事業者を排除するような不適切な営業活動が行われないよう監視すべきと考えます。</p>
ウ その他の事項		<p><b>NTTドコモ等の電気通信事業者や地域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘について</b></p> <p>■NTT西日本事案を踏まえて、厳格な措置を講じるべきと考えます。禁止行為規制が適用されないNTTグループ子会社・関係会社等を介することにより、事実上NTTグループ各社サービスの一体営業が可能となっていますが、これは、実態上排他的な行為等に該当するため、それらの会社はNTT東・西本体と同一とみなし、禁止行為規制や特定関係事業者化等の競争ルールの適用対象の範囲に追加すべきと考えます。</p>

その他

**F T T Hサービスの屋内配線にはボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考える。**

■「戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当。」との検証結果（案）は適当であると考えます。

また、今回の指定告示の一部改正（案）では、マンション向け屋内配線（N T T東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うもの）は、第一種指定電気通信設備として整理されない内容となっています。

行政における公正競争環境確保のための取組みは、市場が発展段階にある時期にタイミングよく行われることが重要であるため、速やかにこれを見直し、戸建て向けと同様、マンション向け屋内配線についても第一種指定電気通信設備として追加指定することが必要であると考えます。

**F T T H市場における公正競争環境を確保するため、加入光ファイバ接続料水準や分岐端末回線あたりの接続料設定等の諸課題について所要の措置を講じるべき。**

■F T T H契約数全体の伸びは、2 0 0 5年3月（前期比1 9. 1 %増）から2 0 0 9年9月現在（前期比4. 0 %増）まで鈍化傾向が続いている一方、同期間におけるN T T東・西のF T T H契約数シェアは、5 7. 5 %（2 0 0 5年3月）から7 4. 3 %（2 0 0 9年9月）へと拡大を続けており、競争事業者とのシェア格差は引き続き拡大しています。

このように競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞した結果として、F T T Hサービスは全世帯の3分の1程度（1, 6 5 2万契約：2 0 0 9年9月現在）にしか利用されていないのが現状です。

原ロビジョンでは、2 0 2 0年時点ですべての世帯（4, 9 0 0万世帯）でブロードバンドを利用させることを目標として掲げており、今後F T T Hはブロードバンドの主力の手段であることから、F T T Hの更なる普及は必須です。この目標を達成するためにも、F T T H市場の活性化に向け、分岐端末回線あたりの接続料設定等の取組が早急に必要と考えます。

公益法人である（財）日本電信電話ユーザ協会及び（財）日本公衆電話会は、実質的にN T Tグループの営業拠点となり、共同営業の場になっているおそれがあることから、総務省において適切な指導監督を行い、

指導状況を公表するべきである。

■公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のままで運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任するとともに、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員となっており、実質的にNTTグループ傘下にあると言えます。

全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者（日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社）が一体となって、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。

これらの営業活動は、事務局を隠れ蓑にした事実上の一体営業であり、累次の公正競争ルールを潜脱する行為であるため、NTT東・西と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。

■(財)日本公衆電話会によるフレッツ光販売については、NTT東・西と同会の間において締結している販売取次契約に基づくものであり、他の団体等と同等に扱っているとされていますが、同会役員にはNTT元役員等が就任し、ブロードバンドに関する研修等も実施しているなど、実質的に特定事業者（NTT東・西）の競争サービス（フレッツ光等）の営業拠点となっているように見受けられます。

ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることの懸念もあるため、より踏み込んだ調査を行い、実態を把握することが必要と考えます。

＜別添資料＞  
競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に対する  
当社意見

\* 文中では敬称を省略しております。

2010年1月27日

KDDI株式会社

地デジ化はお済みですか？

アンテナ要らずの地デジ対策

**フレッツ・テレビ**

**地デジ対策の強い味方!!**

地デジもBSデジもアンテナ無しで受信できるフレッツ・テレビ

早めの対策がオススメ!

地デジ/地アナ  
BSデジ/BSアナ

平成21年12月現在 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域で提供中!

※北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」での提供となります。  
※「フレッツ・テレビ」の提供エリアについて詳しくは、お客様販売担当までお問い合わせください。  
※「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の設備状況などにより提供できない場合があります。



表紙には「NTT東日本」の文字とNTTのロゴマークのみ

「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような広告

**地デジ対策の強い味方!!**

あと2年以内にアナログ放送が終了するまで  
2011年7月24日 地デジ完全移行

地デジ対応のテレビは欲しいけど、ウチって地デジ観られるの？あれこれ悩んでいるうちに、完全移行の2011年がやってきます！簡単に地デジ対策したいって方にはフレッツ・テレビがオススメです。

「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の提供する電気通信サービス「フレッツ光」および「フレッツ・テレビ」通信サービス、**「株」オプティキャストの提供する放送サービス「オプティキャスト放送利用サービス」**の契約により、地上放送（デジタル/アナログ）とBS放送（デジタル/アナログ）の両方を、**「株」オプティキャストの提供する放送サービス**、スカパーの専門チャンネル放送の受信には、別途放送事業者が提供する放送サービスの契約、対応チューナーまたは専用機が必要になります。

**地デジもBSデジもアンテナ無しで観られる!**

光回線で受信するから、アンテナ不要でメンテナンスも必要なし！  
さらに天候などの環境の影響を受けずいつでもクリアな映像が楽しめる!

UHFアンテナ、パラボラアンテナ不要!

光一本で、テレビもネットも電話も!\*

光なら、まとめて楽しめる!\*

速く到高層ビルやマンションがある

高圧線が走っている

鉄道の高圧線がある

雨、雪などの悪天候

地上デジタル 地上アナログ BSデジタル BSアナログ

※地上放送（デジタル/アナログ）、BS放送（デジタル/アナログ）に対応したテレビまたはチューナーが必要となります。

**光一本でぜんぶまとめておトクに!\***  
地デジもBSデジも楽しめることももちろん、ネットも電話もまとめておまかせ! 快適に楽しめますよ!

\*1 各サービスのご利用にはフレッツ光の契約に加え、各サービスの契約が必要になります。

※本冊子12月現在「フレッツ・テレビ」の提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域です。北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」での提供となります。「フレッツ 光ネクスト」での提供エリアについて詳しくは、お客様販売担当までお問い合わせください。「フレッツ 光ネクスト」の提供エリアについて詳しくはお客様販売担当までお問い合わせください。

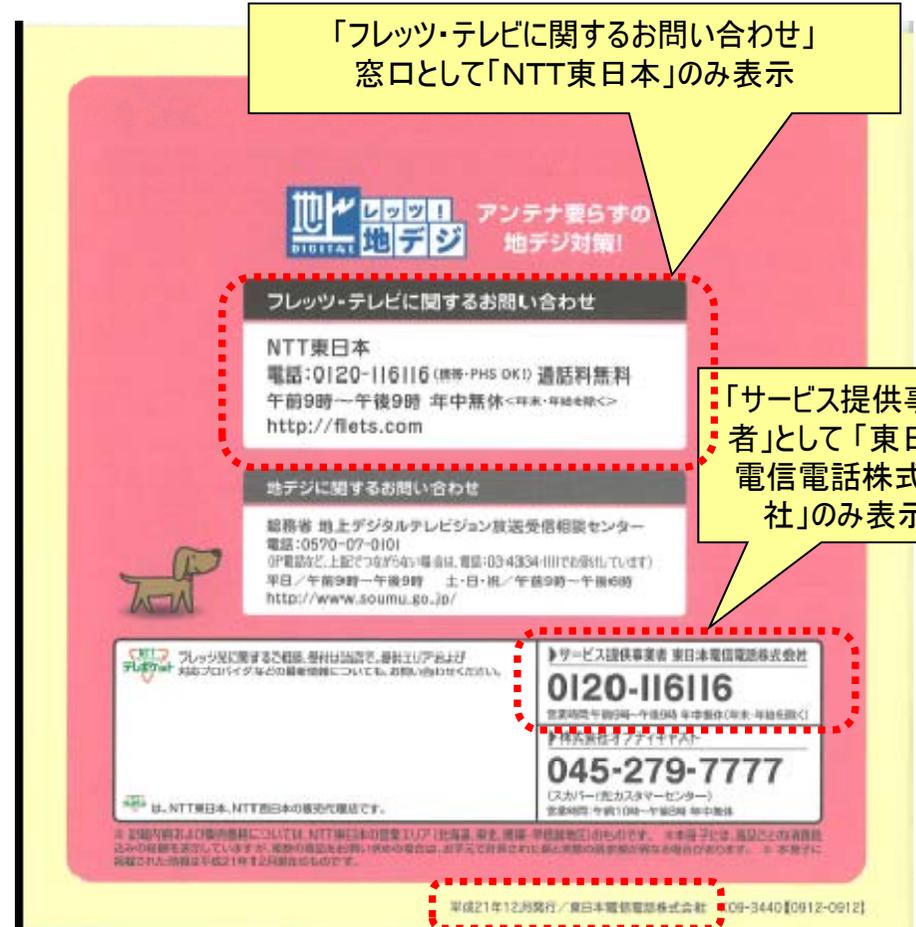
「株」オプティキャストの提供する放送」と表示されている部分

■「フレッツ・テレビ」の表紙にはNTTロゴマーク付きの「NTT東日本」のみ。

「地デジ対策」という公的施策を  
NTT東日本が担っているかのような広告



「フレッツ・テレビに関するお問い合わせ」  
窓口として「NTT東日本」のみ表示



「サービス提供事業者」として「東日本  
電信電話株式会  
社」のみ表示

- 表紙と裏表紙だけでも、4箇所「NTT東日本」の名称あり。
- 平成21年6月発行の同冊子の内容から変更が見られない。

「平成21年12月発行 / 東日本電信電話株式会社」